

高齢者等居住安定化推進事業に係る
技術的な評価事務事業を実施する者の公募についての公示

平成24年3月21日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、高齢者等居住安定化推進事業に係る技術的な評価事務事業を実施する者の公募について公示します。

なお、本事業による補助は、平成24年度予算の成立後に実施される予定ですが、高齢者等居住安定化推進事業に関する評価を早期に実施するために、本公募を予算成立前に行うものです。

注）この公募は、平成24年度予算によるものであり、平成24年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意下さい。

1. 事業概要

(1) 事業名

高齢者等居住安定化推進事業に係る技術的な評価を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、高齢者等居住安定化推進事業の選定にあたり必要となる技術的な評価を行う者に対し、国が必要な費用を助成することにより、高齢者等居住安定化推進事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

高齢者等居住安定化推進事業として実施する別紙に掲げる事業（以下、「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」という。）を対象として行う次の①及び②に掲げる事業

① 提案事業の先導性・普及性に関する評価等を実施するものとして、次に掲げる業務を行う事業

- 学識経験者で構成する評価委員会を運営し、提案された事業の住宅等並びに保健医療サービス、福祉サービス及び生活支援サービス（以下、「生活支援サービス等」という。）の先導性及び普及性に関し、総合的な評価等を実施する業務
- 高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業の公募及び評価結果の公表等に関し必要となる業務

② 提案事業の基準適合性、実現可能性等に関する評価等を実施するものとして、次に掲げる業務を行う事業

- 提案された事業の住宅等及び生活支援サービス等について、関係法令に基づく基準及び高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業に係る選定要件への適合性の審査等に関する業務
- 提案された事業に要する経費の積算の妥当性に関する評価業務

○ その他提案を行う事業者又は事業の採択を受けた事業者に対する相談等の業務

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している

平成24年4月上旬 ～ 平成25年3月29日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

以下の要件を全て満たす事業者とする。

- 業として、住宅を設計し若しくは販売し住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）に支配されていないこと。
- 業として、高齢者向けの生活支援・介護サービス等を提供する者に支配されていないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 高齢者、障害者又は子育て世帯向けの住宅及び生活支援・介護サービス等に係る専門的及び総合的な評価を行い得る組織を備えた体制であること。
- 次のいずれかに該当するものであること。
 - ・ 1.(3)①の事業を行おうとする者にあつては、保健医療サービス及び福祉サービス等に関する専門的知識を有するものであること。
 - ・ 1.(3)②の事業を行おうとする者にあつては、建築設計及びその積算に関する専門的知識を有するものであること。

(3) 守秘性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動は行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 高齢者住宅係
- ②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- ③電話 03-5253-8111（内線 39-856）
- ④F A X 03-5253-8140
- ⑤電子 mail hirata-m2hm@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成24年3月21日から平成24年3月29日
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期 限 平成24年3月30日18時00分まで
- ②場 所 上記担当部局
- ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Just System 一太郎 2009」「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Adobe acrobat Reader9」以前の形式に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書が無効にするるとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出の際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。
- (8) 1の申込書で申し込むことができる事業は、1.(3)に掲げる事業内容①又は②のいずれか一つとし、いずれの事業に係る申込書であるか明示すること。申込みに係る事業が不明な場合には、当該申込書が無効にする。
- (9) 事業の評価を行う機関としては、1.(3)に掲げる事業内容①及び②について、各1の機関（複数の事業主体でグループを形成する場合は1グループ）に限り補助を行うこととする。

高齢者等居住安定化推進事業のうち、本事業の対象とする事業
(高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業) の内容について

○ 先導的事業として実施する次に掲げる事業

- ・ 先導的事業 (ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案)

○ 地方公共団体の認定等を受けて実施する次に掲げる事業

- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業
- ・ 地域優良賃貸住宅において高齢者生活支援施設等を整備する事業
- ・ 地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等の整備事業